

ISO/SR 国内委員会規約

平成20年 6月 17日制定

(目的)

第1条 この規約は、国際標準化機構の社会的責任作業部会（以下「ISO/SR」という。）国内委員会（以下「委員会」という。）の運営について定めることを目的とする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、ISO/SRへの対応検討、関連情報の周知、及びそのほか委員会の目的を達成するために必要な業務を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員、関係者及び国内委員会事務局で構成する。

2 前項の委員の構成員は、原則として以下より構成する。

(1) 消費者グループ

(2) 産業界グループ

(3) 政府グループ

(4) 労働グループ

(5) NGOグループ

(6) SSRO（サービス、サポート、研究及びその他）グループ

(7) TGコンビナー

3 委員数の上限は45名とする。

(委員の追加)

第4条 委員の追加は、国内委員会の議決に基づくものとする。

(委員の委嘱)

第5条 委員は、事務局の代表者が委嘱する。

2 委員には、事務局が定める規約に基づき、謝金及び旅費を支払うことができる。委任状に基づき代理人が出席した場合には、その代理出席者に対し謝金及び旅費を支払うことができる。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は、委嘱の開始日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員がその任期中に委員を退任する場合、これを補充することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会に必要に応じて副委員長を置くことができる。副委員長は、委員の互選により選任する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。

(会議の開催)

第8条 委員会は、委員長が召集する。ただし、委員長は、委員の半数以上が委員会の開催を委員長に求めたときは、委員会を開催しなければならない。

2 委員会は、委員現在数の過半数かつ各ステークホルダーから1名以上の出席をもって成立する。ただし、出席数には、委任状を持った代理の委員の数を含むものとする。

3 委員会には、当該分野を詳細に解説できる説明者等を委員長の同意を得て関係者として出席させることができる。

4 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(議 事)

第9条 委員会の議事は、委員長が決定する。

2 委員長は、委員が発議する事項があるときは、議事として採択することができる。

(委員会の議決)

第10条 委員会の議決は、原則としてコンセンサスを基本とする。

コンセンサスとは、次のISOの定義に基づくものとする。

“コンセンサス：重要な利害関係者による実質的問題への反対がないこと、及びすべての関係当事者の意見を考慮し、意見の不一致を調停させる努力の過程があることを特徴とする全体的合意。

備考 コンセンサスは、必ずしも満場一致を意味しない。”

2 十分な議論を行ってもコンセンサスが得られない場合には、ステークホルダー間の投票により決することができる。なお、投票の方式については、別途定めることができる。

(会議の公開)

第 11 条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。

(記録の公表)

第 12 条 前条第 8 条 4 項の記録は、公表することができる。

(幹事会の設置)

第 13 条 委員会の下部組織として、委員会の円滑な議事運営のための事前検討及び事前調整を行うための ISO/SR 幹事会を設置する。

(アドホックグループの設置)

第 14 条 特定の事項に対して検討を要する場合は、委員長は必要に応じてアドホックグループを設置することができる。

(運営規則)

第 15 条 本規約に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項については、別途定めることができる。

(規約の変更)

第 16 条 この規約は前条第 10 条に定める議決方式によって変更することができる。

この規約は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

附則 ISO/SR 国内委員会規約-3 CD コメント・投票の提出の手続きに関する細則
(平成 20 年 6 月 17 日)